

# 大阪公立大学における情報システムの内部質保証に関する方針

2023年4月1日  
情報システム委員会

## 1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、情報基盤センター長（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

## 2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、情報基盤センターにおいて、情報システムに関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、情報システムの状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

## 3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

## 4 点検・評価の項目及び基準

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目、及び点検・評価の基準は次のとおりとする。

（1）業務・教育・研究活動に必要な OMUNET（キャンパスネットワーク全体をいう。）を整備し活用していること。

（2）業務・教育・研究活動に必要な情報基盤システム（仮想化基盤システム、全学認証システム、利用者管理システム、ホスト管理システムをいう。）を整備し活用していること。

（3）業務・教育・研究活動に必要な全学利用システム（メールシステム、共用ファイルサーバ、全学ポータルサイト、事務端末システム、情報処理教育システムをいう。）を整備し活用していること。

（4）業務・教育活動に必要な教務システム（教育推進課と学生課が所管する GAKUEN、UNIPA をいう。）を整備し活用していること。

（5）教育・研究活動に必要な教育支援系システム（教育推進課が所管するていら・みす、Moodle、出席管理システムをいう。）を整備し活用していること。

（6）上記のほか、情報基盤センターが必要と認めた事項を点検・評価の項目として加える

ことができる。

## 5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、全学的に実施する学生調査を活用するほか、必要に応じて関係者（教職員、学生、卒業生・修了生等）から情報システムに関する意見を聴取した上で点検・評価を実施し、その結果について情報システム委員会の意見を聞かなければならない。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

## 6 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下、「大学評価委員会」という。）に報告する。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。
- (3) 上記2項に関し、情報基盤センターが直接的に所管しない情報システムについて、推進責任者は必要に応じて当該情報システムを所管する部局等に対し、改善要請を行うことができる。改善要請を受領した所管課は、その対応について速やかに推進責任者に報告しなければならない。

### 附 則

この方針は、2023年4月1日より施行する。

### 附 則

この方針は、2023年9月1日より施行する。

### 附 則

この方針は、2024年5月1日より施行する。